

# 契 約 書 ( 案 )

件名 広島市中工場ほか1施設で発生する余剰電力の売却及び広島市中工場ほか4施設で使用する電力の調達の一括契約

広島市（以下、「発注者」という。）と、〇〇〇〇（以下、「受注者」という。）とは、広島市中工場ほか1施設で発生する余剰電力の売却及び広島市中工場ほか4施設で使用する電力の調達に関し次のとおり契約を締結する。

## 第1章 余剰電力の売却

(契約の目的)

第1条 受注者は、発注者の広島市中工場ほか1施設で発生する余剰電力のうち別紙仕様書に基づく電力を受給し、受注者は発注者にその対価（以下、「電気料金等」という。）を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、次のとおりとする。（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）

※ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第17条第1項第2号に定める方法による再生可能エネルギー電気の供給（以下「卸供給制度」という。）を希望する場合		
	区分・時間帯	単価
非再生可能エネルギー余剰電力量	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇. 〇〇円/kWh
卸供給制度に係る 再生可能エネルギー余剰電力量	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇. 〇〇円/kWh
※再生可能エネルギー電気特定卸供給制度の利用を希望しない場合		
	区分・時間帯	単価
非再生可能エネルギー余剰電力量	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇. 〇〇円/kWh
※契約内容により、上記のいずれかを記載する。		

2 再生可能エネルギー余剰電力量の単価には、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再エネ特措法」という。）第6条第2項の規定に基づき認定された調達価格17.00円/kWhは含まないものとする。

3 非再生可能エネルギー余剰電力量の単価には、再エネ特措法附則第12条の規定により、なお効力を有することとされる同法附則第11条の規定による廃止前の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（以下「旧特措法」という。）における新エネルギー等電気相当量を含むものとし、バイオマス比率の変動によらず一律とする。

4 区分・時間帯は、次のとおりとする。

夏季	7・8・9月
その他季	10・11・12・1・2・3・4・5・6月
昼間	8時から22時まで（休日等は除く）

夜間	昼間時間以外
休日等	日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2～4日、5月1～2日、12月30～31日

(余剰電力量の計量)

第3条 余剰電力量は、発注者が施設し中国電力ネットワーク株式会社が承認した取引用電力量計、または中国電力ネットワーク株式会社が設置した取引用電力量計により計量する。

2 取引用電力量計及びその付属装置に故障を生じた場合の、当該故障時間における電力量は、発注者と受注者が協議の上決定する。

3 発注者は、受注者の情報伝達装置の設置が必要となる場合には、設置場所を提供し、また、その工事について協力するものとする。なお、設置に係る費用はすべて受注者の負担とする。

4 前項で定める受注者が所有する情報伝達装置において、設置の必要がなくなった場合は、受注者の負担で撤去する。

5 取引用電力量計の検針は、原則として前月末日24時に中国電力ネットワーク株式会社の自動検針により行い、受注者は中国電力ネットワーク株式会社より入手した受給電力量を発注者に速やかに通知するものとし、発注者はその内容を確認する。

6 毎月の非再生可能エネルギー余剰電力量は、中工場ほか1か所で発生する余剰電力量から、再生可能エネルギー余剰電力量及び自己託送電力量を差し引いた電力量とする。

(料金およびその支払い方法)

第4条 毎月の電気料金は、第3条により計量された余剰電力量に、第2条第1項の単価を乗じた金額を合計した金額（1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てる）に、第2項で定める消費税等相当額を加算したものとし、発注者は翌月末日までに受注者に請求し、受注者は翌々月の15日（15日が金融機関の休業日であるときはその翌営業日）までに発注者に支払うものとする。

2 この契約における消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てるものとする。

3 受注者の責めに帰すべき事由により、発注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、発注者は、当該未払い金額に対し、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

また、延滞が発生した場合は、本市と契約している施設で使用する電気の支払と清算することができるものとし、その時点の延滞料についても併せて清算することとする。

(記録の授受)

第5条 受注者が余剰電力の受給に関する事項の記録の交付を要請した場合は、発注者はこれを交付する。

(余剰電力供給上の協力)

第6条 発注者は、受注者の要求に基づき、原則として、週1回の頻度で余剰電力供給計画を受注者に提出するものとし、余剰電力の安定供給に努力するものとする。なお、発注者は、余剰電力供給計画の内容について、何ら拘束されることなく、また、義務を負わない。

2 発注者は、余剰電力が余剰電力供給計画に対して著しく乖離する事態が生じた場合、あるいは生じるおそれがある場合は、受注者に対して速やかに通知するものとする。

3 その他、余剰電力供給上、必要な項目については、発注者と受注者が協議の上決定する。

(再生可能エネルギー電気特定卸供給契約)

第7条 受注者は、再生可能エネルギー電気の受給にあたり、中国電力ネットワーク株式会社と再生可能エネルギー電気特定卸供給契約を締結する場合は、受注者の責任と負担でこれを締結するものとする。また、これに必要な情報、承諾書等について、発注者は受注者に協力し提供するものとする。

2 前項の再生可能エネルギー電気特定卸供給契約の締結、履行及びその他再生可能エネルギー電気の

接続供給に必要な費用は、全て受注者が負担するものとする。

(託送供給契約)

第8条 受注者は、余剰電力の受給にあたり、中国電力ネットワーク株式会社と託送供給契約を締結する場合は、受注者の責任と負担でこれを締結するものとする。また、これに必要な情報、承諾書等について、発注者は受注者に協力し提供するものとする。

2 前項の託送供給契約の締結、履行及びその他余剰電力の接続供給に必要な費用は、全て受注者が負担するものとする。

(余剰電力供給又は受給の中止又は制限)

第9条 発注者は、次の各号のいずれか一つ又は複数の事由が生じた場合、余剰電力の供給を一時中止又は制限ができるものとする。

(1) 発注者が中国電力ネットワーク株式会社の託送供給約款その他の規定に定められる事由により、余剰電力の発生を制限もしくは中止することとなった場合。

(2) 発注者の施設の事故又は運営上の都合。

(3) 発注者の施設の保安上の都合。

2 受注者は、中国電力ネットワーク株式会社の電気工作物の事故又は工事、点検、補修によりやむを得ず余剰電力を受給することができない場合、余剰電力の受給を一時中止できるものとする。

(自己託送電力量等の増減)

第10条 自己託送電力量及び自己託送先は、発注者の都合により変動することができる。

2 受注者が、自己託送の電力も含めた余剰電力を他に売却するなどし、発注者が自己託送を実施できなかった場合、それにかかる費用については受注者の負担とする。

(談合行為等の措置)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項に基づき算定した毎月の電気料金を合計した1年間の請求予定額の20パーセント（ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。）に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(契約解除)

第12条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が天災その他不可抗力により電力を受給する見込みがないと認めたとき。

(2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

- (3) 本契約に定める発注者に対する金銭債務の履行を30日以上遅滞したとき。
- (4) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (5) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
  - ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
  - イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
  - ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
  - エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
  - オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者
- (6) 地方公共団体に対する金銭債務の履行遅滞が、平成30年4月1日から令和6年〇月〇〇日(開札日)までの間にあることが判明したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項第3号から第6号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条第1項に基づき算定した毎月の電気料金を合計した1年間の請求予定額の10パーセントに相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 第1項第3号から第6号の規定によりこの契約が解除された場合。
- (2) 受注者とその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人。
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人。
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等。

(契約解除後の処理)

第13条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 受注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、同月の計量日から契約を解除した日までに受給した同月の余剰電力量に、第2条第1項の単価を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を発注者に支払うものとする。

3 前項の支払は、第4条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第14条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の受給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

- 4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 5 受注者は、前項の被害により電気の受給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

第15条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

- 2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(契約保証金)

第16条 受注者は、契約締結日までに「余剰電力の売却」に係る総額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、広島市契約規則第31条第1号に該当する場合は、免除する。

- 2 契約保証金は、受注者がこの契約に基づく義務を履行したときは、返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利息を付けない。
- 4 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第11条第1項又は第12条第1項第2号から第6号の規定により契約が解除された場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

(権利義務の譲渡等)

第17条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(本契約消滅後の債権債務関係)

第18条 本契約期間中の料金その他の債権債務は、本契約の消滅によっては消滅しない。

(その他)

第19条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

## 第2章 電力の調達

(契約の目的)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市中工場ほか4施設で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

中工場	基本料金単価	〇,〇〇〇.〇〇円/kW(消費税及び地方消費税を含む。)
	電力量料金単価	〇〇.〇〇円/kWh(消費税及び地方消費税を含む。)
安佐南工場	基本料金単価	〇,〇〇〇.〇〇円/kW(消費税及び地方消費税を含む。)
	電力量料金単価	〇〇.〇〇円/kWh(消費税及び地方消費税を含む。)
安佐北工場	基本料金単価	〇,〇〇〇.〇〇円/kW(消費税及び地方消費税を含む。)
	電力量料金単価	〇〇.〇〇円/kWh(消費税及び地方消費税を含む。)
西部リサイクル プラザ	基本料金単価	〇,〇〇〇.〇〇円/kW(消費税及び地方消費税を含む。)
	電力量料金単価	〇〇.〇〇円/kWh(消費税及び地方消費税を含む。)

北部資源選別 センター	基本料金単価	〇,〇〇〇.〇〇円/kW(消費税及び地方消費税を含む。)
	電力量料金単価	〇〇.〇〇円/kWh(消費税及び地方消費税を含む。)

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和6年〇月〇〇日から令和7年3月31日までとする。

(履行期間)

第4条 履行期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(契約保証金)

第5条 発注者は、電力の調達に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(使用電力量の増減)

第7条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

(契約電力の増減)

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

2 前項の規定により契約電力が500kWを超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

(使用電力量の計量及び検査)

第9条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

(電気料金の算定)

第10条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。

3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費調整額に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費等調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。また、令和4年10月28日閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき行われる電気・ガス価格激変緩和対策事業における対象事業者である受注者にあつては、当該事業において定められた値引きを適切に電力量料金に反映させるものとする。

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第108号)により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

(電気料金の支払及び遅延利息)

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(談合行為等の措置)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札(見積合わせを含む。以下同じ。)に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者(受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金の総支払予定額の20パーセント(ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。)に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(契約解除)

第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。

(2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団

イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等

ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等

エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等

オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することがで

きないと認められるとき。

- 2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金の総支払予定額の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

- 2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を受注者に支払うものとする。
  - (1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。
  - (2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。
- 3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。
- 4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

- 2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 本契約について、次年度の歳入歳出予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

- 2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年〇〇月〇〇日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市

代表者 広島市長 松井 一實

印

受注者 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

職名 氏名

印